

第 3 9 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 2年 5月12日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成28年度・29年度・30年度における、
特定施設 A・特定施設 B、
特定施設 C・特定施設 D 特定施設 E 及び特定施設 F・特定施設 G（以下これらを「本件各施設」という。）の
事業報告書、及び収支報告書

2 同月20日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成28年度・29年度・30年度 事業報告書 対象施設：本件各施設（以下これらを「本件各行政文書」という。）を特定したが、本件各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同年 6月 2日、審査請求人は実施機関に対し、本件各行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同月24日、実施機関は、本件各行政文書について、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 7月15日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

本件各行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

6 同年 7月 8日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件

処分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同月14日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件各行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 個人の顔写真及び職員の給与等が掲載されており、この情報は、個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 法人の内部管理に関する情報及び個別具体的な取引に関する情報等が掲載されており、公にすることにより、審査請求人に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第7条第1項第2号に該当する。

(3) 施設運営での防犯対策に関する情報が掲載されており、公にすることにより、人の生命、身体、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に当たり、条例第7条第1項第3号に該当する。

- 2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、情報公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件各行政文書の処分のうち公開とした情報について

本件処分については、上記1に該当しない部分については公開とした。

(3) 本件処分で公開とした部分が非公開事由にあたらぬことについて

ア 条例第7条第1項第2号の趣旨について

条例第7条第1項第2号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動については非公開とすることを定めたものである。

なお、「名古屋市情報公開条例の施行について（依命通達）」（平成

12年 9月27日付け依命通達第13号)において不利益を与えると認められる情報とは、次のようなものをいうとしている。

- ・生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- ・経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
- ・その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

イ 審査請求人による審査請求の理由について

本件処分は、指定管理者募集において指定管理者として選定された団体の事業報告書の情報を公開しようとするものであるが、本件各行政文書は、上記 2(1) に従って公開が前提であるといえる。

審査請求人は、本件各行政文書が審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである旨主張するが、本件各行政文書を公開することによる不利益は審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するとの主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められず、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、本件各行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 指定管理者公募時期に合わせた、また公募予定施設に限っての本件各行政文書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第 1条の趣旨に反したものである。たとえ個人名での請求であっても他社へ審査請求人の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

本件各行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、現指定管理者として競争上の地位が脅かされ、審査請求人並びにその職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの

業者の適正な管理運営が阻害される恐れがあり、明らかな不利益が容易に想定できるものである。

(2) 本件各行政文書は、指定管理者としての実績が積み上げられているものであり、これは審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである。これを公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものである。条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨に反したものである。

(3) 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件各行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

(4) 本件公開請求について、複数年にわたる事業報告書を請求しており、今後の事業における執行予定の契約金額や事業内容が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなり、これは条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱の第 7 4(6) 「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件各行政文書は、本件各施設における平成28年 4月 1日から平成33 (令和 3) 年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件各施設指定管理者仕様書 (以下「本件仕様書」という。) に基づき、審査請求人から提出されたものであり、審査請求人が平成28年度から平成30年度までに本件各施設の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載されている。

また、本件仕様書においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例 (平成12年名古屋市条例第65号) に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。」と記載されていることが認められる。

(2) 審査請求人は、本件各施設の指定管理者に選定され、平成28年度から令和 2年度までの当初の 5年間に加え、指定管理期間を 2年間延長して令和 4年度までの合計 7年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 類似の事案についての当審査会の判断について

指定管理者の選定に係る申請書類等の公開決定等に対し、指定管理者として選定された団体からされた不服申立てに関しては、過去、当審査会から審査庁に対し、複数の答申 (第 213号答申から第 216号答申まで等。以下「先例答申」という。) を行ってきたところである。

本件審査請求については、先例答申と判断を異ならせるべき事情は認められないことから、当審査会は、先例答申を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

5 条例第 7条第 1項第 2号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件各行政文書は、審査請求人が本件各施設の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載された書類であり、審査請求人における本件各施設の運営実績に関する情報であることから、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であることが認められる。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の2第1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件各施設の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウであると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人に不利益をもたらす、市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

イ また、本件仕様書においては、本件各行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、本件各行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウに当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

(5) 本件情報を公開することによる公益について

上記(3)アのとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開とすること

によって生じる事業活動上の不利益が優越するとする事情は認められず、本件情報を公開することによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

(7) 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 7 月 14 日	諮問書の受理
8 月 20 日	弁明書の写しの受理
9 月 18 日	反論意見書の受理
令和 4 年 11 月 4 日 (第 54 回第 1 小委員会)	調査審議
12 月 2 日 (第 55 回第 1 小委員会)	調査審議
令和 5 年 1 月 13 日 (第 56 回第 1 小委員会)	調査審議
3 月 3 日 (第 57 回第 1 小委員会)	調査審議
3 月 31 日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀